7歳6月を超え8歳6月以下	8.6237	8.5330
8歳6月を超え9歳6月以下	7.8741	7.7993
9歳6月を超え10歳6月以下	7.1014	7.0411
10歳6月を超え11歳6月以下	6.3047	6.2580
11歳6月を超え12歳6月以下	5.4836	5.4488
12歳6月を超え13歳6月以下	4.6372	4.6128
13歳6月を超え14歳6月以下	3.7650	3.7493
14歳6月を超え15歳6月以下	2.8661	2.8572
15歳6月を超え16歳6月以下	1.9396	1.9357
16歳6月を超え17歳6月以下	0.9845	0.9836
17歳6月を超え18歳未満	0.2480	0.2479

別表第4

支給期間	係数	
10年	9.5067	
9年以上10年未満	8.5980	
8年以上9年未満	7.6803	
7年以上8年未満	6.7533	
6年以上7年未満	5.8171	
5年以上6年未満	4.8715	
4年以上5年未満	3.9165	
3年以上4年未満	2.9519	

○農林水産省告示第五百四十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の八第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関から認定に関する業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の八第二項の規定に基づき公示する。

平成二十五年三月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録年月日及び登録番号

平成二十一年十月三十日　第二十五号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

ザ・オーガニック・フード・チェーン　オーストラリア・クイーンズランド・トゥウンバ・ベルストリート　二十八―八

三　登録外国認定機関が認定業務を廃止する農林物資の種類

有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物

四　廃止年月日

平成二十五年六月八日

○農林水産省告示第五百四十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の八第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関から認定に関する業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の八第二項の規定に基づき公示する。

平成二十五年三月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録年月日及び登録番号

平成二十四年一月十八日　第二十九号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

オーガニックサーティファイヤーズ　アメリカ合衆国　カリフォルニア州　ベンツラ　カシタスパスロード六五〇〇

三　登録外国認定機関が認定業務を廃止する農林物資の種類

有機農産物及び有機加工食品

四　廃止年月日

平成二十五年八月十五日

○農林水産省告示第五百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　静岡県掛川市萩間字竹ノ跡六八五の一、七三三の一、字山ノ神沢八七六の二、八七七の三、八七七の四、八七八、八八五の四、八八五の一一、八八五の一四、八八五の二三から八八五の二七まで、字見山八八四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び掛川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　㈠　保安林の所在場所　静岡県掛川市丹間字ハシノサワ六〇四、六〇五、字峯向七二一、七二四から七二六まで、七二八、七二九、字峯平七二二、七二三、字峯山七二七の一

㈡　指定の目的　水源の涵養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び掛川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二　㈠　保安林の所在場所　静岡県掛川市丹間字ノタヒラ一二三の一、一二三の二、字タルノサワ一二五

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び掛川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○環境省告示第一号

農林水産省

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十八条第一項の規定に基づき、阿寒国立公園に関する生態系維持回復事業計画を定めたので、同条第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

平成二十五年三月十二日

農林水産大臣　林　芳正

環境大臣　石原　伸晃

阿寒国立公園に関する阿寒生態系維持回復事業計画

一　生態系維持回復事業の目標

本事業は、エゾシカの防除等を行い、阿寒国立公園におけるエゾシカの採食圧による影響の低減を図ることにより、阿寒国立公園における固有の生態系を維持又は回復することを目標とする。

二　生態系維持回復事業を行う区域

阿寒国立公園全域

三　生態系維持回復事業の内容

㈠　生態系の状況の把握及び監視

㈡　生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除